

スタッフ弁護士への採用手続の流れ

～司法修習生から採用の場合～

スタッフ弁護士の養成については、平成17年度より養成事務所が採用主体となり、スタッフ弁護士希望者を養成事務所の勤務弁護士として採用して、1年間、指導弁護士のもとで鍛錬・養成を行うスキームを採用してきました。

その後、法テラスと日本弁護士連合会の協議により、従来の養成事務所採用方式(従来スキーム)に加えて、法テラスが採用主体となり、スタッフ弁護士希望者をスタッフ弁護士として採用した上で、養成事務所を勤務場所として鍛錬・養成を行う法テラス採用方式(新スキーム)が導入されました。両方式での採用手続の流れは以下のとおりです。

養成事務所採用方式 (従来スキーム)

司法修習終了後、1年間全国各地のスタッフ弁護士養成事務所で弁護士業務を修練した上、法テラス常勤スタッフ弁護士として採用され、各地に赴任します。

日弁連において募集受付

日弁連による応募者の推薦選考面談
+
日弁連の推薦決定

養成事務所採用面接

※日弁連の紹介をうけるか、養成事務所リストを基に個別に養成事務所との面談

養成事務所採用内定

修習終了・弁護士登録

養成事務所就職 ※原則1年間の養成

法テラスへ応募申込

法テラスによる選考(採用面接等)

※内定を得た場合、法テラス本部主催の研修にオブザーバー参加することが可能

常勤スタッフ弁護士として採用

法テラス各地赴任 ※任期3年

法テラス採用方式 (新スキーム)

スタッフ弁護士を志望する司法修習生について、法テラスが採用主体となり、司法修習終了後直ちにスタッフ弁護士として採用した上で、1年間養成事務所において研修を行い、各地に赴任します。

法テラスにおいて募集受付

日弁連による応募者の推薦選考面談
+
日弁連の推薦決定

法テラス採用面接

常勤スタッフ弁護士採用内定
※修習終了及び養成事務所の決定を条件

配属先養成事務所の決定

修習終了・弁護士登録

常勤スタッフ弁護士として採用

養成事務所で研修(養成) ※任期1年

任期更新・赴任先決定手続

法テラス各地赴任 ※任期3年

※新スキーム・従来スキームどちらで応募するか未定の方は、日弁連までお申し込みください。